

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（仮称）等の案について

平成 24 年 10 月
国 土 交 通 省1. 背景

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）は、平成 24 年 8 月 29 日に成立、同年 9 月 5 日に平成 24 年法律第 84 号として公布されたところです。

今般、法を施行するに当たり、「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」を制定し、法において政令で定めることとされた事項等について定めることとします。

2. 概要**○熱供給施設に準ずる施設について（法第七条第三項第五号イ関係）**

低炭素まちづくり計画に記載することができる下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する施設の整備及び管理に関する事業の対象となる熱供給施設に準ずる施設を、熱供給を行うために使用されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設に属するものを除く。）とします。

○都市公園の占用許可の特例の対象となる非化石エネルギー利用施設等について（法第七条第三項第五号ロ関係）

都市公園の占用許可の特例の対象となる非化石エネルギー利用施設等は、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、蓄電施設及び熱供給施設等とします。

○都道府県知事の同意を得なければならない建築物について（法第十条第二項及び法第五十三条第一項関係）

建築基準法第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の市町村長等が、集約都市開発事業計画を認定するに当たり、都道府県知事への協議・同意が必要となる建築物については、当該建築主事がかさどる事務の対象外となる建築物とします。

○認定集約都市開発事業の実施に要する費用に係る国の補助について（法第十七条第二項関係）

認定集約都市開発事業に係る国の補助の対象となる特定建築物の部分の定めるとともに、その補助率は当該部分に対して地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 とします。

○認定集約都市開発事業により整備される、居住者の福祉・利便のため必要な特定建築物の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準について（法第十九条第三項関係）

保留地の対価に相当する金額について、関係地権者へ交付する額は、保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を、従前の宅地又はその宅地について存した地上権、賃借権等の宅地を使用、収益できる権利の土地区画整理事業の施行前の価額を乗じて得た額とします。

○軌道法第三条の特許を要する軌道利便増進事業に関する必要な手続きについて（法第二十六条第四項関係）

軌道法第三条の特許を要する軌道利便増進事業に関する必要な手続きについて定める具体的な内容は以下のとおりとします。

- ①申請書の内容（国土交通省令で定める書類及び図面の添付）、提出方法
- ②申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者に対する地方運輸局長からの意見聴取手続
- ③その他所要の手続

○公共下水道管理者の許可に係る基準について（法第四十七条第二項関係）

下水の取水等の許可に係る基準を条例で定めるにあたり参酌すべき基準として、下水道法施行令第5条の8、第5条の9、第8条及び第17条（法第7条第3項第5号イに定める設備及び接続設備に関して想定されない規定を除く。）に準じて、公共下水道に接続設備を設ける際の位置、法第7条第3項第5号イに定める設備及び接続設備の構造、工事の実施方法並びに取水し、流入させる下水の量及び方法について定めます。

○公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物について（法第四十七条第五項関係）

許可事業者が公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能なものであって、法第7条第3項第5号イに定める設備の管理上必要なものを、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとします。

○「空気調和設備その他の政令で定める建築設備」について（法第五十三条第一項関係）

設置又は改修が低炭素建築物新設等計画の認定対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備又は昇降機とします。

○都道府県知事が所管行政庁となる建築物について（法第五十三条第一項関係）

建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主

事を置く市町村又は特別区の区域内の建築物のうち、都道府県知事が所管行政庁となる建築物は、当該建築主事がかさどる事務の対象外となる建築物とします。

○低炭素建築物の容積率の特例の対象となる床面積について（法第六十条関係）

低炭素建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとします。

○宅地建物取引業法施行令第3条第1項の一部改正について

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令に基づく制限として、樹木等管理協定に係る承継効に関する規定を追加します。

○国土交通省組織令の一部改正について

法の施行に伴い、所掌事務の規定の追加等を行います。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行： 平成24年11月下旬～12月上旬